

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
1月8日
(火曜日)

目次

○公告

国土調査の成果の認証（政策企画課）……………

公共測量の実施（監理課）……………

公共測量の実施の終了（監理課）……………

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明（住宅課）……………



(二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成三十一年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成二十八年四月一日から平成三十年二月五日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野の一部
〃	平成二十八年四月一日から平成三十年三月十四日まで	〃	大字船木の一部

二 認証年月日

平成三十一年一月八日

(三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局道路部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十一年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市及び周南市

三 作業の期間

平成三十年十月十九日から平成三十一年三月二十日まで

(四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

萩市大字明木

三 作業の期間

平成二十六年十二月八日から平成二十七年三月二十七日まで

(五) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

平成三十一年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

株式会社リア ルエステート 国広	名称	代表者の 氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
竹下 善己		下松市美里町二丁目一四番 一五号	山口県知事(二) 第三四二一号	平成三〇、三、一八	

平成三十一年一月八日印刷
平成三十一年一月八日発行

発行人所

山口県知事